

令和7年度富山県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者
実践研修 講義

自立支援協議会を活用した 地域課題の解決に向けた 取り組み

令和7年6月

富山県厚生部障害福祉課

自立支援協議会の法的位置づけ

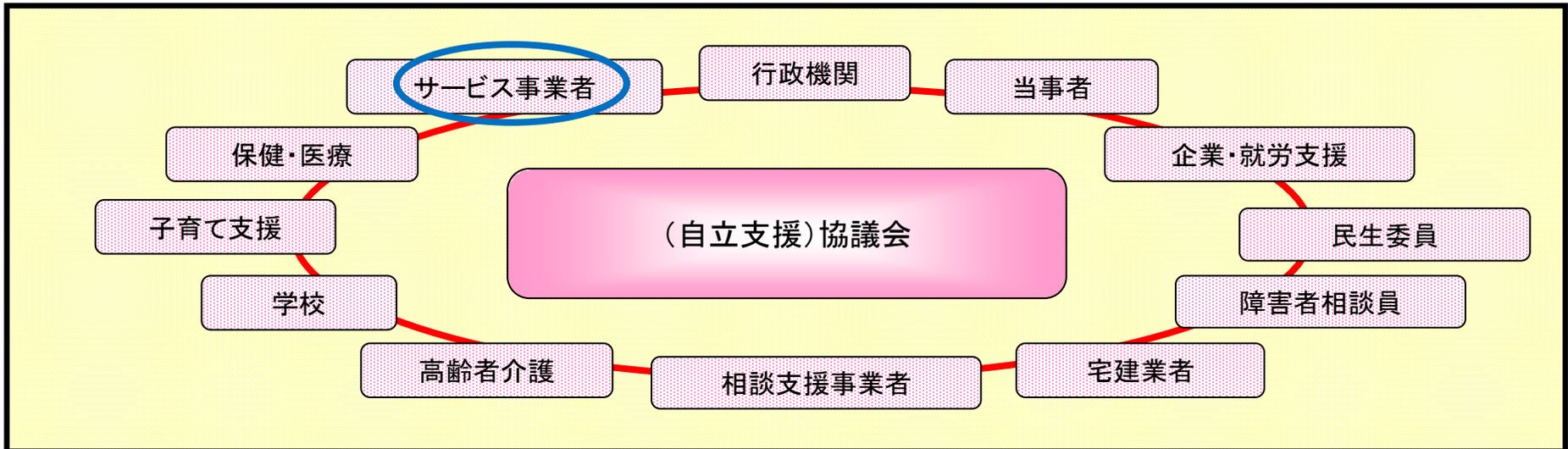
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（協議会）

都道府県や市町村

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

【（自立支援）協議会を構成する関係者イメージ】



都道府県自立支援協議会と地域(市町村)自立支援協議会

都道府県自立支援協議会

都道府県は、相談支援事業者、学識経験者、市町村等の関係機関をもって都道府県自立支援協議会を設置し、都道府県内の圏域ごとの相談支援体制の状況を評価したり、市町村格差の体制整備等の指導・助言及び専門的分野における支援方策等について情報・知見を共有・普及する。

地域(市町村)自立支援協議会

市町村における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市町村の責任主体としてその運営にあたるべき位置づけとなっている。

- 市町村を単位として設置（複数の市町村による共同設置も可）
- 相談支援事業者に運営を委託することも可能

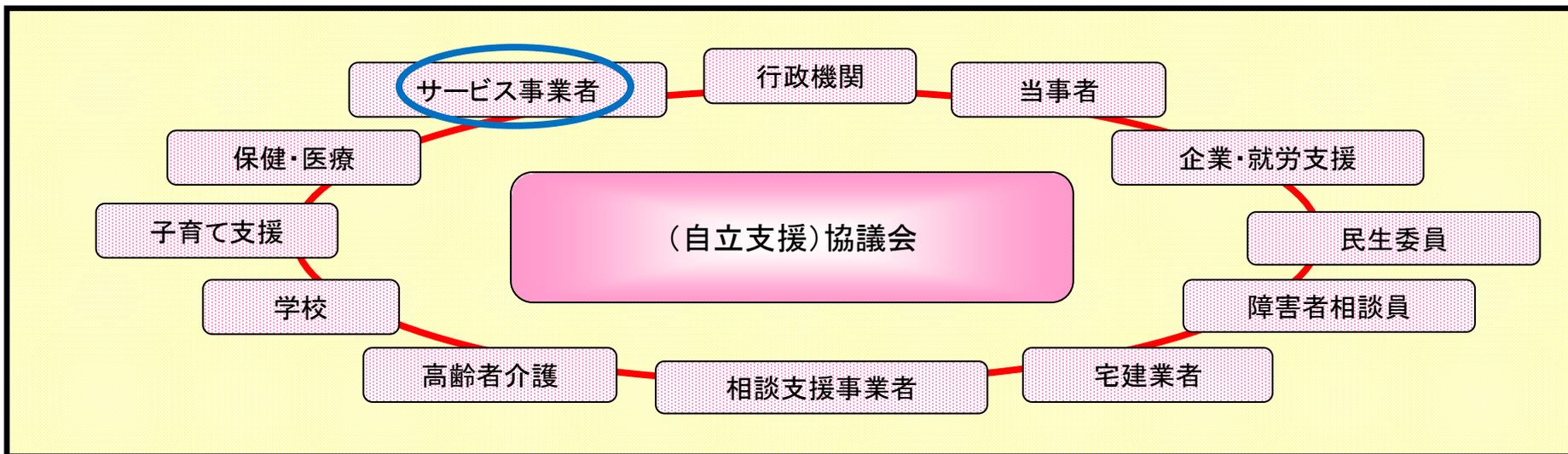
自立支援協議会の法的位置づけ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

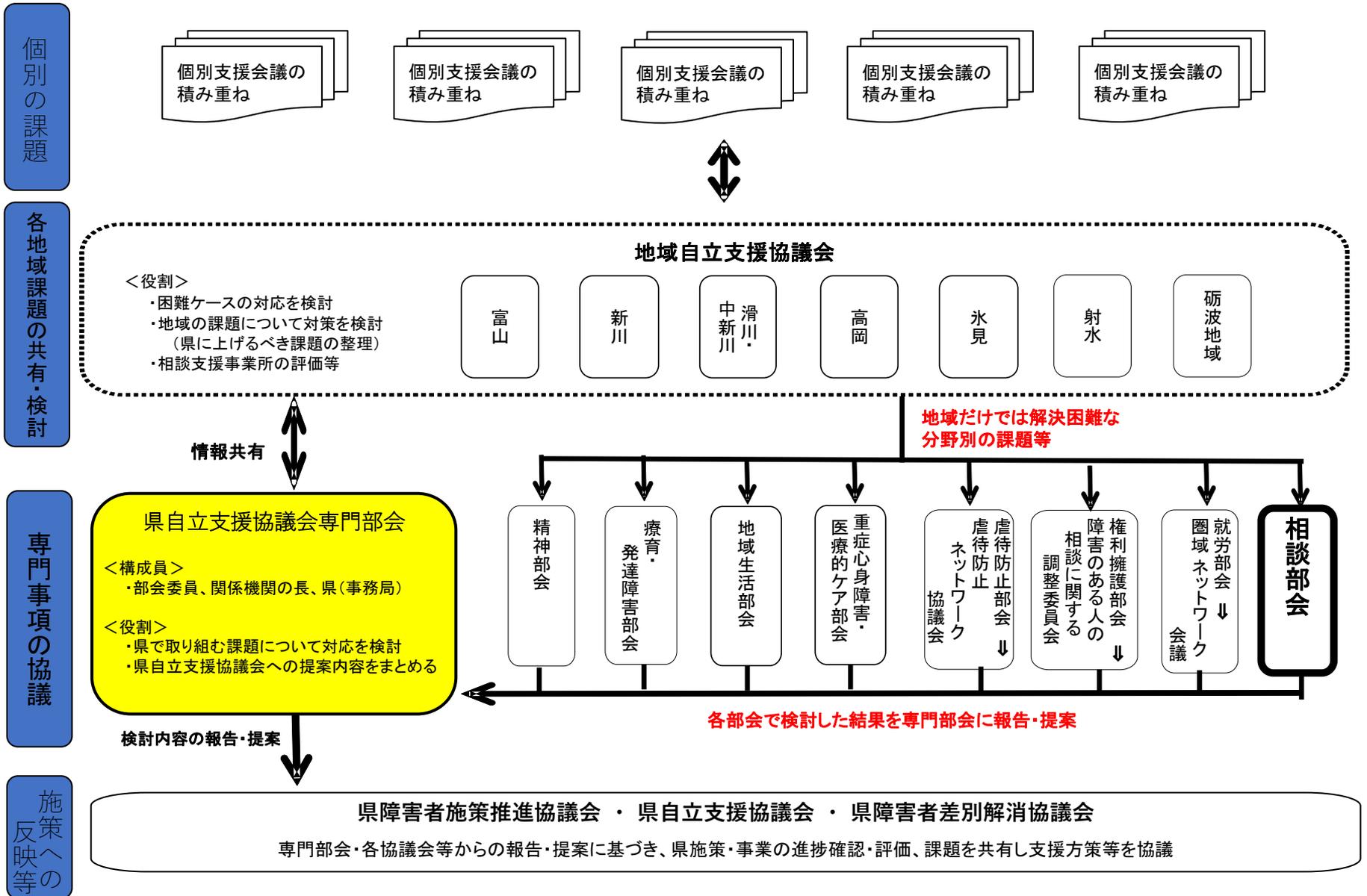
（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

【（自立支援）協議会を構成する関係者イメージ】



富山県自立支援協議会のイメージ(H30年4月～)



自立支援協議会の法的位置づけ(令和6年4月法改正版)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

【改正前】

(協議会の設置)

第八十九条の三

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係期間等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

【改正後】

(協議会の設置)

第八十九条の三 (略)

2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

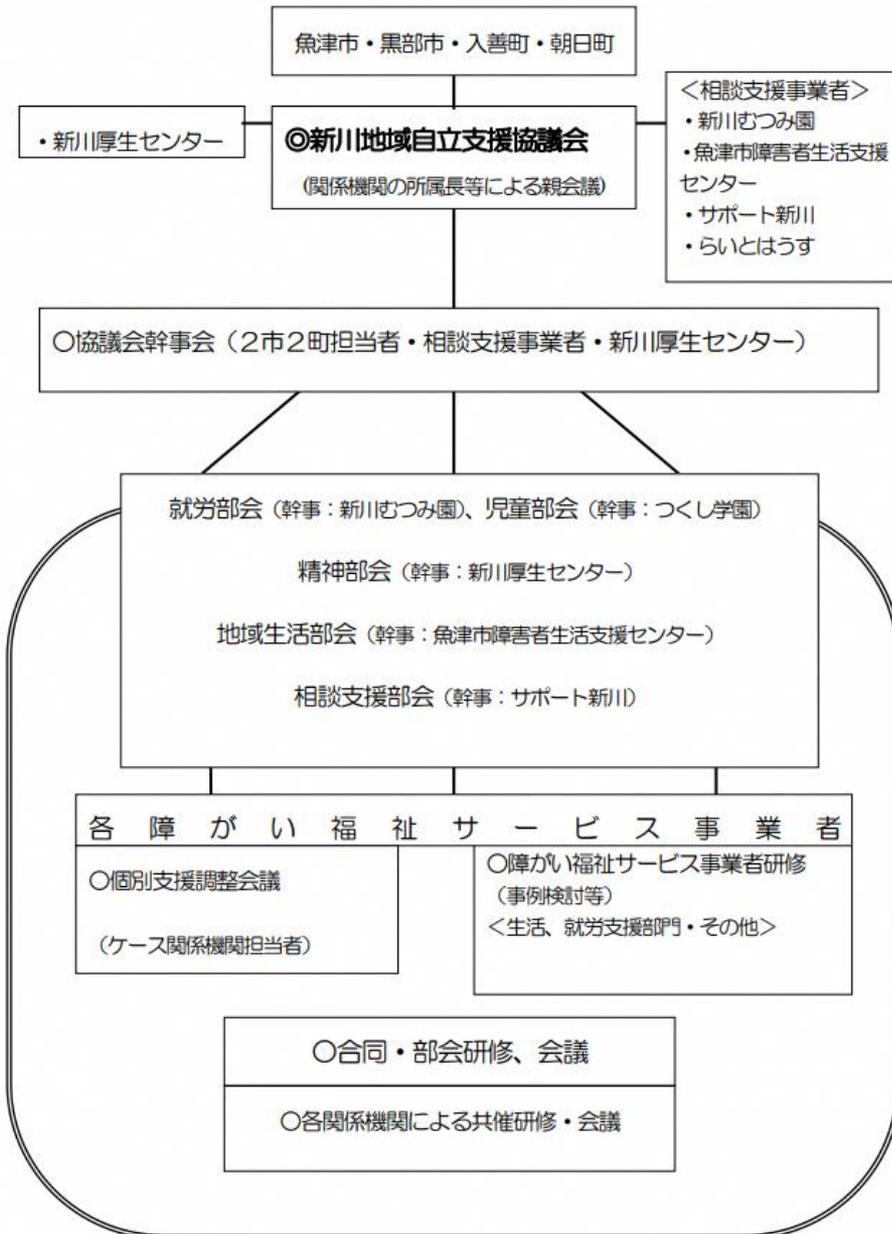
地域(市町村)自立支援協議会の機能

情報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の関係機関によるネットワーク構築・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	<ul style="list-style-type: none">・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none">・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
評価機能	<ul style="list-style-type: none">・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価・ 指定特定相談支援事業、重度包括支援事業等の評価・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用

県内の地域自立支援協議会の状況

名称	新川地域 自立支援協議会	滑川・中新川 障害者地域 自立支援協議会	富山市 障害者 自立支援協議会	射水市 障がい者 総合支援協議会	地域共生社会 推進協議会 (ソイネット たかおか)	氷見市地域自立 支援協議会	砺波地域障害者 自立支援協議会	
市町村 構成	魚津市、黒部市、 入善町、朝日町	滑川市、立山町、 上市町、舟橋村	富山市	射水市	高岡市	氷見市	砺波市、小矢部市、 南砺市	
開催頻度	委員会	年2回	年1～2回	年2～3回	年5回	年1～2回	年1～2回	年1回
	定幹 例会 事会	年3回	運営会議 年3回程度	年12回	定例会 月1回 (第4木曜日)	定例会議 月1回 (第2金曜日)	年3～5回	年3回
	専門 部会	【相談支援部会】 月2回 【地域生活部会】 年3回程度 【児童部会】 年2回程度 【就労部会】 年2回程度 【精神部会】 年4回程度	【相談支援部会】 年7回 【地域生活支援部 会】 年4回 【障害児支援部 会】 年4回 【就労・日中活動 支援部会】 年4回	【相談支援ワーキ ング】(定例会) 年12回 【権利擁護部会】 年2回 【地域生活支援 ワーキング】 年4回 【子ども発達支援 ワーキング】 年5回 【就労支援ワーキ ング】 年2回	【相談支援部会】 月1回(第4木曜 日) 【権利擁護部会】 年1回 【子ども部会】 年2回 【就労支援部会】 年2回 【サービス事業者 部会】 年1回 【当事者部会】 年1回	【権利擁護部会】 年2回 【地域生活支援部 会】 年4回 【発達支援ネット ワーク会議】 年3回 【就労支援部会】 年4回	【相談事業所連絡 会】 毎月 【障がい児支援連 絡会】 年1回 【障がい児相談支 援サービス事業所 連絡会】 年1回 【就労支援連絡 会】 年6回 【地域生活支援連 絡会】 年1回 【権利擁護部会】 年1回	【相談支援事業所 連絡会】 年6回 【権利擁護・虐待 防止委員会】 年2回 【地域生活支援部 会】 年6回 【障害児部会】 年9回 【就労支援部会】 年11回 【当事者委員会】 年6回

新川地域自立支援協議会ネットワーク体制



新川地域自立支援協議会

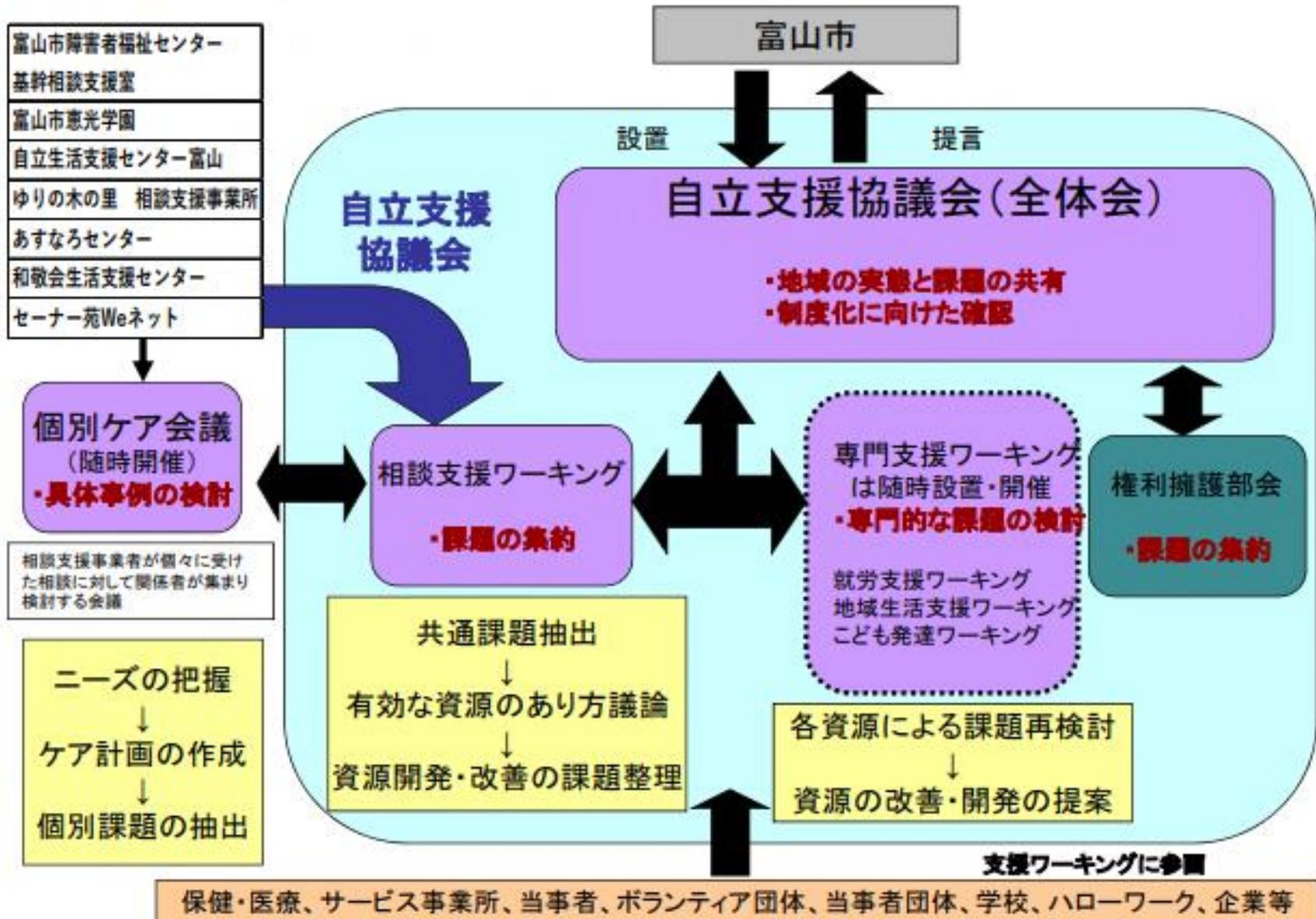
[第7期魚津市障がい者福祉計画](#)・
[第3期魚津市障がい児福祉計画](#)

●滑川・中新川障害者地域自立支援協議会組織図

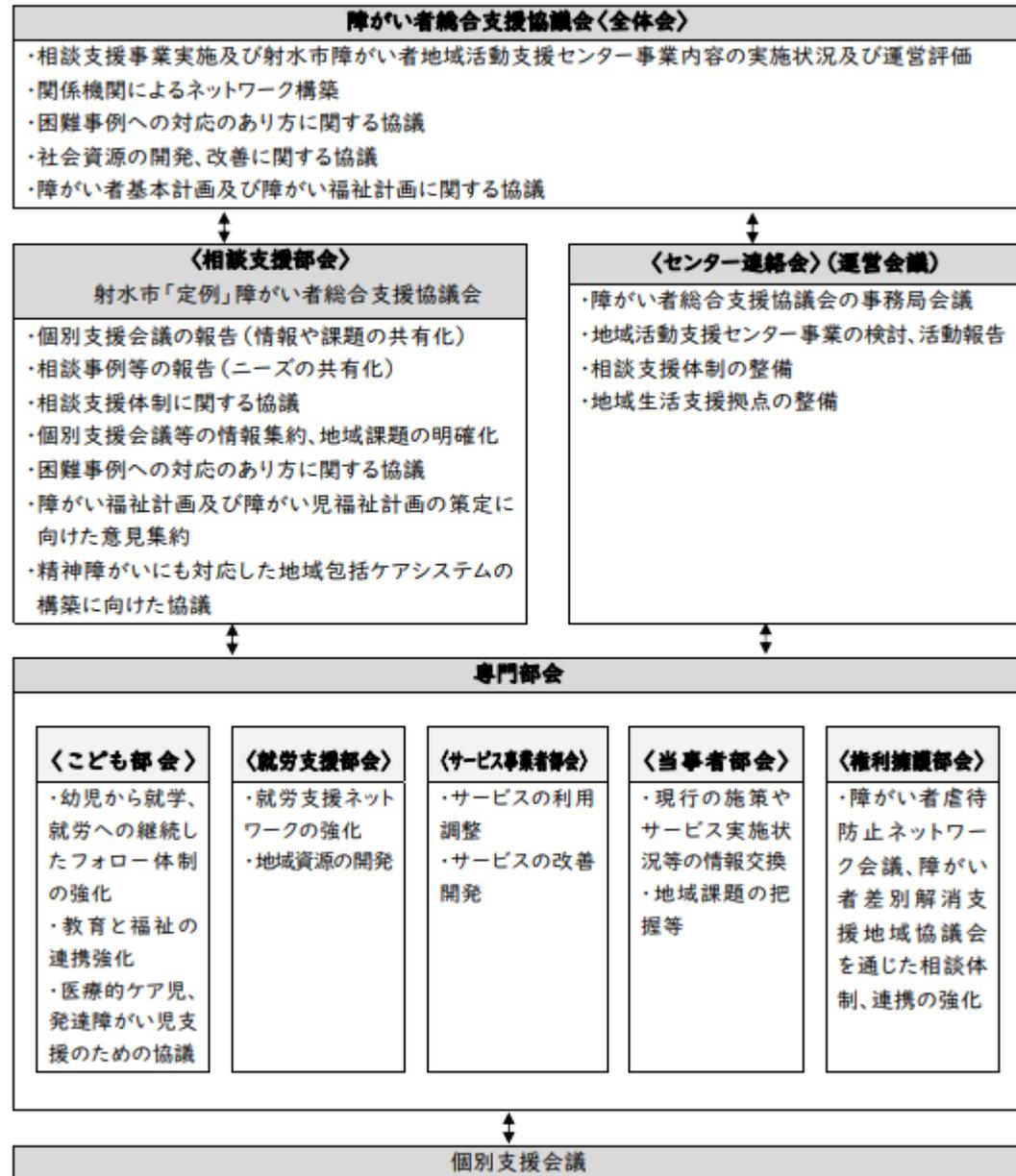
滑川・中新川
障害者地域
自立支援協議会



富山市障害者自立支援協議会組織図



■ 射水市障がい者総合支援協議会の組織体系図

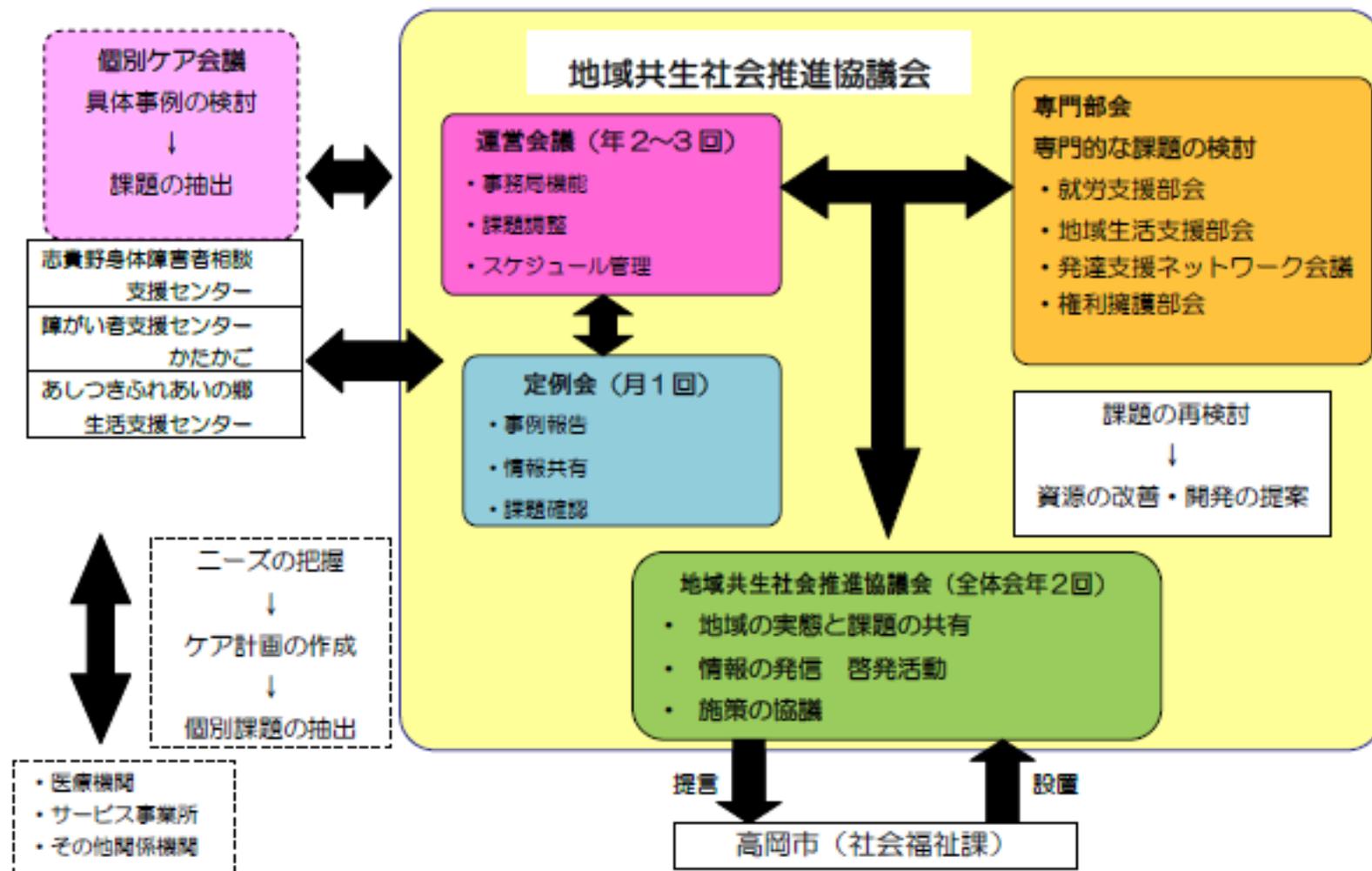


射水市 障がい者総合支援協議会

[第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）](#) [PDF:6MB]

高岡市地域共生社会推進協議会（通称：ソイネットたかおか）

（通称名のソイネットたかおかは、ソーシャルインクルージョンネットワークたかおかの略です。）



高岡市地域共生社会推進協議会／高岡市公式ホームページ
(city.takaoka.toyama.jp)

氷見市地域自立支援協議会組織図

全体会

事務局 市福祉介護課
年2回

サービス調整会議

事務局 ふくし相談サポートセンター
(基幹相談支援センター) 年6回

ニーズ・課題・
困難ケース等

専門事項の協議

連絡会

就労支援

(セーフティネット構
築会議で実務)

権利擁護

連絡会

地域生活支援

(医療的ケア児支援の
ための協議を含む)

支援連絡会

障がい児

障がい児相談支援・
サービス事業所連絡会

日々の相談からあがる
課題を提言

相談支援事業所連絡会

事務局 ふくし相談サポートセンター
(基幹相談支援センター) 月1回

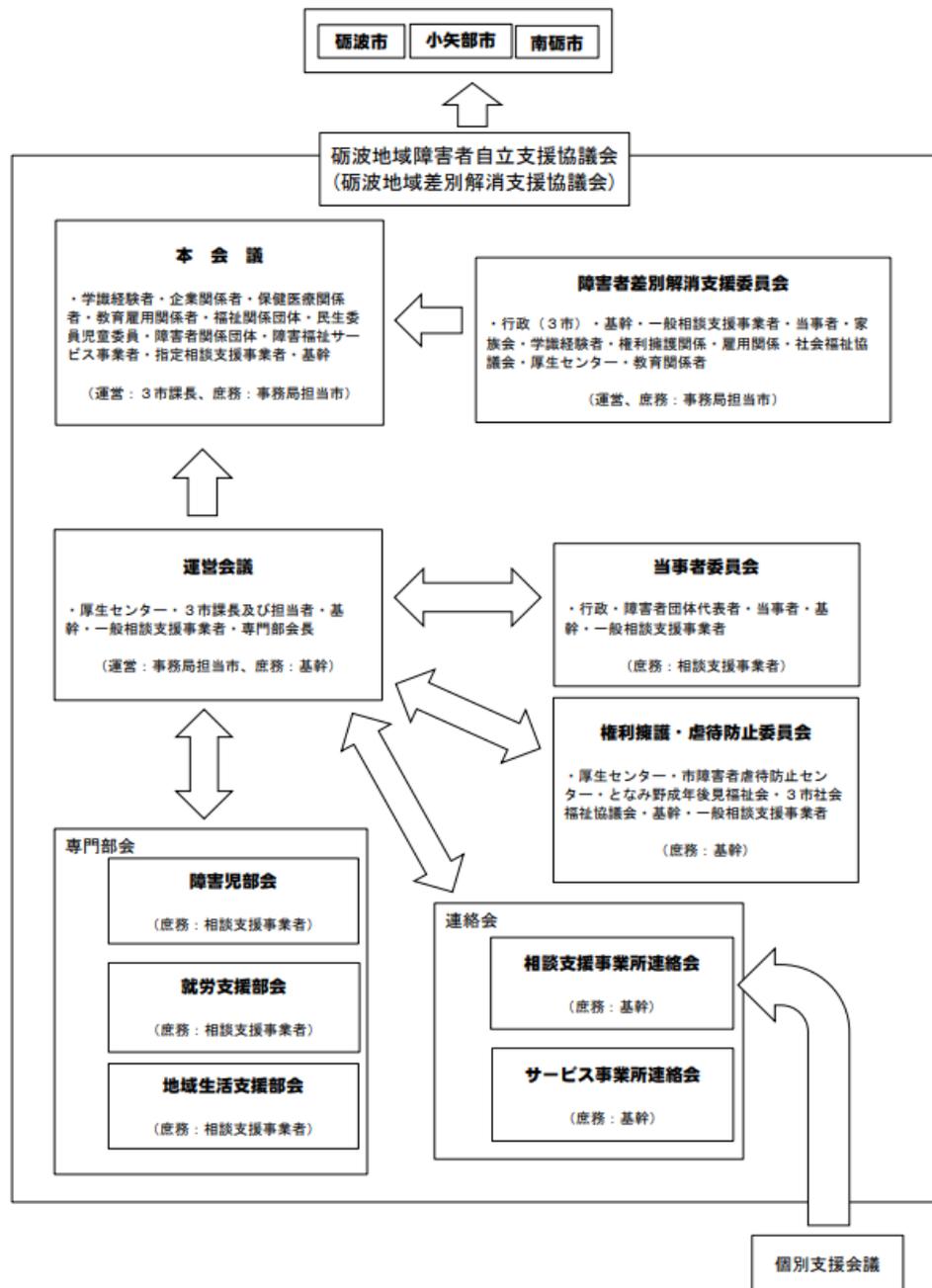
個別支援会議の積み重ね

後程、前田さん
から実践報告
頂きます！

氷見市
地域自立支援協議会

資料提供者：
ふくし相談サポートセンター
(基幹相談支援センター)

砺波地域障害者 自立支援協議会



R6 ネットワーク体制 (t-k-kikan.com)